

平成25年度第1回墨田区障害者施策 推進協議会議事要旨

日 時 平成25年8月5日（月） 午前10時から
場 所 121会議室（庁舎12階）

1 開 会

2 議 題

(1) 「第4期墨田区障害者行動計画（前期）」平成24年度実績報告・平成25年度事業計画について

(2) 「墨田区障害福祉計画【第3期】」平成24年度実績報告・平成25年度事業計画について

(3) その他情報提供等（最近の障害者関連法について等）

3 閉 会

（資 料）

・ 議題（1）用

資料1 第4期墨田区障害者行動計画（前期）
平成24年度実績報告・平成25年度事業計画

資料2 第4期墨田区障害者行動計画（前期）
平成24年度実績報告・平成25年度事業計画（概要版）

・ 議題（2）用

資料3 墨田区障害福祉計画【第3期】 平成24年度の実績報告・平成25年度事業計画

資料4 墨田区障害福祉計画【第3期】 平成24年度の実績報告・平成25年度事業計画（概要版）

・ 議題（3）用

資料5 墨田区版・ヘルプカードの作成について（当日配布）

資料6 障害者虐待防止法の概要（当日配布）

資料7 障害者優先調達推進法の概要（当日配布）

資料8 障害者差別解消法の概要（当日配布）

資料9 墨田区障害者施策推進協議会説明資料

墨田区障害者施策推進協議会委員

氏 名	所 属	出欠
平 墳 隆 一	墨田区障害者団体連合会	出席
浅 岡 ミサ子	〃	出席
荘 司 康 男	〃	出席
前 田 君 代	〃	出席
小 宮 隆 仁	〃	出席
三 浦 八重子	〃	出席
小久保 登美子	墨田区知的障害者相談員	出席
中 武 繁 明	墨田区身体障害者相談員	出席
神 山 キ ク	墨田区民生委員・児童委員協議会	出席
田 中 三 伊	墨田区社会福祉協議会	出席
森 川 政 男	(株)ハクワクリーニング商会代表取締役	欠席
林 恒 雄	墨田区議会議員	欠席
佐 藤 篤	〃	出席
と も 宣 子	〃	出席
は ら つとむ	〃	欠席
井 上 ノエミ	〃	出席
あ べ きみこ	〃	出席
廣 瀬 正 雄	東京都立墨田特別支援学校校長	出席
松 井 隆	特別支援学級設置中学校代表(墨田中学校校長)	出席
持 田 和 彦	墨田公共職業安定所 職業相談部長	出席
中 橋 猛	墨田区保健所所長	欠席

事務局出席者

大滝福祉保健部長

小坂橋障害者福祉課長

岸川厚生課長

酒井保健計画課長

1 開 会

事務局 ～挨拶～ 省略

福祉保健部長 ～挨拶～ 省略

2 議題

(小板橋課長) ～委員の紹介～ 省略

(田中会長) ～挨拶～ 省略

(小板橋課長) 議題(1)「第4期墨田区障害者行動計画(前期)」平成24年度実績報告・平成25年度事業計画について 省略

(A 委員) ・18頁45番「作業所等経営ネットワーク事業の充実」についての質問
他区事業所とのネットワークを拡大していく、とあるがどのようなことなのか。

(小板橋課長) 他区の事業者とのネットワークを充実させ、福祉施設における仕事の融通をし合うこと等で、仕事の受注・販売の拡大を目指していくということである。

(B 委員) ・7頁16番「障害児の学童クラブ受入れの充実」についての質問
墨田区・東京都の支援により「キッズサポートりま」を開設することができ、感謝している。しかし、運営する「NPO 法人のぞみ」においては、看護師の人員配置に苦労している。このような面でも行政の支援があればありがたいが、区としてはどのような考えか。

(小板橋課長) 看護師の複数の配置については支援させていただいている。しかし、その後の人員確保が非常に難しい部分があることも把握しているので、更に御相談をさせていただきたい。

(C 委員) ・15頁37番「すみだ障害者就労支援総合センター」についての質問
障害者の就労実績があるが、障害別の就労実績も載せていただきたい。
もう一点、ハローワークでの手話通訳者の配置についてはどのような状況か。

(小板橋課長) 障害別の就労実績だが、現在は整理していない状態であるので、今後、障害別の就労実績データもお出しできるようにしたい。

(D 委員) ハローワークの件については、現在、手話通訳者の巡回という形で取り組んでいる。特定日に来ていただいている状態である。

(E 委員) ・7頁16番「障害児の放課後支援の充実」についての質問
「キッズサポートりま」について主として都立墨東特別支援学校の児童の受入れとある。その他の学校からの受入れは可能なのかという議論を議会で行ってきたところだが、結果的にはどうだったのか。

・15頁37番「障害者就労支援総合センターの充実」についての質問
実績数が増加しており大変素晴らしいと思うが、具体的な取り組みを教えてください。

・評価が「その他」になっている事業についての質問
23頁61番「車いす利用者の健康診査の充実」について、今年も「その他」という評価になっている。これは、1年間検討した結果の評価なのか。いざという時に備えて存置しているという話だったので「その他」の評価でなくてもよいのでは。

36頁98番「障害福祉関連講座の開催」について、実施していないとあるが、ニーズにあっていないのか、やる必要がないのか、実際に障害者団体から何か御意見があれば伺いたい。

(小板橋課長) ・15頁37番「障害者就労支援総合センターの充実」についての回答
都立墨東特別支援学校以外の学校から1件、受入れがあった。

・評価が「その他」になっている事業についての回答

センターで就労に関する総合的な相談を受け、総合的な支援を行っている。センターができたことによってPRになり、事業に参加される方が増えてきているので、次第に事業の充実につながっているのでは。

(大滝部長) 2つ目の就労支援総合センターについての回答だが、去年はスカイツリー効果によってシンフォニア東武で5名、今年も3名の採用をしていただいた。更に障害者雇用率が1.8%から2%に見直され、障害者の雇用が若干上向いているという全国的な流れがある。

短期的には結果が出ているが、長期的に障害者の就労が定着していくことが一番大事なことである。新たな就労をお願いできる企業の開拓に力を入れていくなかでも、長期的に成果に結びつくような取り組みをしていきたい。

(酒井課長) ・評価が「その他」になっている事業についての回答

平成18年度以降利用実績がなく、廃止を含めた見直しを検討している。

いざという時に備えてとあったが利用実績がないため、このような評価になった。他区においてもこのような診査を行っているのは少数になってきており、本区としても年々、予算措置を削減しているところである。また、対象者は定期的に医療機関へ受診をされる方が多いと想定される。

一方で、区民健康診査の対象年齢が拡大していることや、バリアフリーの概念がより重視されてきているということなど様々な評価があるので、十分な議論ができていないというのが正直なところである。今一度、調査等させていただき、検討してまいりたい。

(小板橋課長) ・評価が「その他」になっている事業についての回答

「障害者福祉講座の開設」については生涯学習課が担当であるが、団体としてどのようなニーズがあるのか、御意見をいただきたい。

(C 委員) 聴覚障害者は普通の料理教室等に通っても難しい面がある。そういう意味では、聴覚障害者を集め、手話ができる講師を選び、教室を開催できることがあるといいのでは。

(小板橋課長) 具体的なニーズとしてはどうなのか。強い要望があれば、私どもから生涯学習課と調整させていただこうと思うのだが。

(C 委員) 具体的な内容としては、文章教室を開いてほしいという要望が一番強い。聴覚障害者は文章が苦手な方が多いので、正しい文章の作り方を学びたいという意見が多い。

(B 委員) 補足すると、耳の不自由な方は日本語とは文法から全く違う日本手話でコミュニケーションをしているため、一般的な書物など文字で書いた日本語を理解できない方が多い。そのため、文章教室等で日本語を勉強しなければいけない。ですから、C委員は文章教室が大事だと仰っている。

(小板橋課長) 他の部会の委員の皆様、この議題に関する御意見があればどうぞ。

(A 委員) 心障児者部会の方は「両親大学」を講座として行っているが、それほど参加率が高いわけではない。今のお母さん方はインターネットなどで情報を得ているので、講座で直に話を聞くことはあまりないのでは。

(小板橋課長) また御希望・御意見ございましたら、私どもの方で生涯学習課に働きかけていきたいと思う。

(E 委員) ・「キッズサポートリマ」についての質問

送迎について、墨東特別支援学校のみ行うということだったが、この方は御両親が自主的に送迎されているのか。

(事務局) はい。

- (E 委員) 障害福祉関連講座について事業の必要性を検討するということだが、いくつかニーズがあるようなので、各種団体の御意見を聞きながら実施していければいいと思う。担当課にお伝えしていただきたい。
- (田中会長) 御意見・御質問がないようであれば、次の議題について事務局からどうぞ。
- (小板橋課長) 議題(2)「墨田区障害福祉計画【第3期】」平成24年度実績報告・平成25年度事業計画について 省略
- (A 委員) ・9頁・Ⅳ-14番「相談支援」事業についての質問
平成27年度までにサービスを受けているすべての方の相談に乗らなければならないということだが、このような数で進んでいると言えるのか。
- (小板橋課長) 第3期計画を立てた当初の数字ではあるが、実際にはもっと取り組んでいかなければならない状態である。
- (B 委員) ・6頁・Ⅳ-10番「児童デイサービス」事業についての質問
「キッズサポートりま」の事業実績について、現在、利用者は墨田区在住の方だけとなっているが、私どもに他区の住民から利用したいという要望があった。
区の考えとしては墨田区民に限るということだと思うが、今後も他区の区民からの問い合わせについてはお断りするしかないのか。
2点目に、障害者総合支援法に基づき、本年4月1日から難病患者を福祉施策の対象になるが、福祉計画でも難病患者が対象に含まれることになるのか。また、難病患者にも障害者手帳が配布されることになるのか。
- (小板橋課長) まず、「りま」の区外からの受入れだが、5人の定員のなか区外から受入れるのは非常に難しいと思われる。現状では区内在住の方に限らせていただきたい。
- (酒井課長) 2番目の御質問だが、難病に関しては国でも議論がされており、平成25年度当初の対象は従来どおりとなっている。今後、難病のみの括りでどこまで需要があるか判断するのは難しいところである。
また、難病の方でも身体障害者手帳を持っている方はおられるので、平成25年度当初から難病の方のための手帳やカードができないかという議論もあった。これは、平成26年度に向けて先送りになっているので、今のところ国の議論がどうなっているのかわかっていない。
難病の範囲を広げるという議論もされているが、どのような仕組みにしていけるのか我々も情報を待っている状態である。もうしばらく国の検討状況を見ていきたい。
- (B 委員) ・「みつばち園」が「児童発達支援センター」に移行する件についての質問
これから相互連携の中核的な役割を担っていくようだが、小板橋課長のお話ではネットワーク会議の開催等を予定しているとのことなので、例えば「りま」についても「みつばち園」から声がかかって行われていくという理解でよろしいのか。
- (小板橋課長) はい。既に7月18日に一度開かせていただき、「りま」にも参加していただいている。
- (C 委員) 障害者が一般企業に入った場合、コミュニケーションが上手くいかず孤立してしまうことがある。そのような問題に関して、聴覚障害者のためのデイサービスを作っただけでいいだろうか。また、一般のデイサービスのスタッフにも手話ができる方がいないので、聴覚障害者が孤立してしまうことが多い。
- (小板橋課長) 一般企業に入ってもコミュニケーション関係が難しいということも聞いている。こちらにつ

いては、障害者就労支援総合センターで職場定着支援を進めているので、センターが企業と障害者の仲介に入るといった取り組みをしている。課題として、聴覚障害に限らないが職業定着が難しいという話も伺っているので、特性に応じた相談をさせていただきたい。

また、障害者就労支援総合センターで生活支援事業もやっているの、そちらで対応していければと考えている。あるいは、部会活動の充実に対する支援を図らせていただければと思う。

(C 委員) 例えば、介護保険を受けるようになってデイサービスに行ったとき、手話ができる介護士がいないので、デイサービスをお勧めしてもつまらないという御老人の方もいる。そのような聴覚障害者のデイサービスを作ってほしい。

(大滝部長) 通常のデイサービスは原則 65 歳以上で介護が必要な方を対象としているので、一般的に手話ができる方を配置するのは現状では難しい。今後、介護事業者の連絡会で手話ができる介護スタッフがいたら発掘をしていきたいと考えている。もう一つの案として、ボランティアの方の活動を促すというのもある。いずれにせよ、まずは 1 箇所そのようなデイサービスを作ることを目指していきたい。今後の研究課題にさせていただきたいと思う。

(B 委員) 日本社会事業大学で手話入試試験を取り入れるという報道があった。世の中も少しずつ耳の不自由な方に対して支援が拡大しているのではと感じる。

(大滝部長) まず現在、事業所の中でそういう方がいるのかを把握し、情報提供できるよう主管の介護保険課と相談させていただきたい。

(C 委員) 今、手話のできる人を探すという回答をいただいたが、障害者総合支援法がスタートした為に区の通訳者の登録制度がなくなってしまうのかという心配がある。

通訳士というのは、厚生労働省が認めた通訳士の資格を持っている方、または統一試験に合格した方に限定されている。墨田区は独自の試験も行っているが、独自試験で合格した通訳士は資格がなくなってしまうのか。

(小坂橋課長) 区の制度がなくなるということはない。今後も引き続き通訳者養成講座等はやっていく予定である。

(C 委員) 補足すると、墨田区で現在行っている手話登録試験は独自の試験であるため、区外では手話通訳者として認められない。片や統一試験に合格すれば日本全国で手話通訳者として通用するため、統一試験に合格した方がメリットがある。

(大滝部長) 厚生労働省が定める手話通訳士試験は、カリキュラムが厳しい為、仕事をやめて講習会等に参加しないと資格がとれない。そうすると反対に手話通訳者になりたい人がいなくなってしまう兼ねない。ですから、墨田区では独自の制度も並存している。

(E 委員) ・6頁・Ⅳ-10番「児童デイサービス」についての質問

平成 25 年 3 月時点での実績が 470 人となっており、翌年度以降の見込みが 400 人、410 人となっているが、これは過去のデータがそのまま反映されているのか。

(小坂橋課長) 第 3 期当初の数値である。実際には、今後増加していくと予測している。

(E 委員) 児童デイサービスについて大変需要が多いという話があったが、需要が多いのであれば他区に受け入れてもらえるように働きかけた方がいいのではと思うが、区の見解はいかがか。

(小坂橋課長) 実態として、事業所がどんどんできてきている状況である。親御さん同士も情報の共有をされているようで、すでに他区の事業所を利用されている方も多いようだ。第一としては墨田区の事業所を利用させていただきたいが、いいところを利用いただければと思う。

(大滝部長) 重度心身障害者・児の事業所は民間では難しいが、軽度や知的障害のお子様を受け入れる事

業所は増えてきている。

「りま」についても、定員を増やすべきだという御意見もあるが、国の制度では 1 人定員を増やすだけで報酬の基準がまるっきり変わってしまう。なので、大きくもでき難い。制度が見直されれば増員もできるかと思うが、報酬単価の幅が広い現状があるため、どんどん増やしていこうとはならない。

- (E 委員) 大規模な事業所よりも小規模の方が単価が高いのであれば、今後は小規模な事業所がたくさんできてくるのか。
- (事務局) 民間事業所の経営として考えれば、小規模の方が有利な状況である。ただ、「りま」のように利用が重心児に限定されている場合は、そもそも対象児童そのものがあまり多くいないため、どんどん事業所ができてくることはないのではと思う。
- (大滝部長) 全国が東京のように人口が密集しているわけではないので、1つの事業所で10~20人集めるのは大変である。ですから、大規模な事業所ができないため、少ない人数で報酬単価を上げて広域から人数を集めている。
東京の場合は人口密集地域なので、事業規模が大きくても成り立つのだが。
- (E 委員) そのような事業所が今後いくつかできるのであれば、情報を収集し墨田区のお子様を受け入れてもらえるような働きかけが必要ではないか。
- (小坂橋課長) 特定の事業所とそのような協定等を結ぶのは難しいと思うが、情報交換をしながら色々な形を考えていければと思う。
- (大滝部長) 若いお母さん方はインターネット等を使って情報交換を行い、多少遠い事業所にも通わせているようである。
- (田中会長) 御意見・御質問がないようであれば、次の議題について事務局からどうぞ。
- (小坂橋課長) 議題(3) その他情報交換等(最近の障害関連法について等)について 省略
- (F 委員) ヘルプカードには名前・顔写真等が入っているのか。
- (小坂橋課長) ヘルプカードには障害者の個人情報に記載されているので、個人情報に配慮していただきながら使っていただきたい。写真は載っていないが、カードは御本人が携帯されるものなので写真は必要ないかと思う。または、障害をお持ちの方は障害者手帳を持っている。そちらには写真が載っているので御本人の確認がとれるかと思う。
- (G 委員) 引き続きヘルプカードについての質問だが、配布方法について障害者福祉課の窓口と施設を通じて希望者に配布ということだけだが、本当に必要な方に情報は行き届くのか。
- (小坂橋課長) 基本的には様々な媒体を通じてPRさせていただく。また、区の窓口を訪れていただいた際や、ケースワーカーと直接お話ができる機会でもPRし、漏れのないようにしたいと思う。
- (G 委員) 区の媒体だと手に入れることのできない方もたくさんいらっしゃると思うので、漏れのないように徹底していただきたい。
- (小坂橋課長) 様々な申請の際にもお伝えしていきたいと思う。
- (B 委員) ・資料8「障害者差別解消法」についての質問
平成28年4月1日から施行ということであるが、合理的配慮の不提供の禁止という部分で国・地方公共団体等については法的義務となる、とある。
例えば、区のホームページで耳の不自由な方への配慮として、手話表現が載せられることもあるのだろうか。

- (小板橋課長) これから国も検討していくと思うので、その動向を見て私たちも対応していきたい。
- (E 委員) ・資料 7「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律」についての質問
就業を促進するために必要な措置を講ずるよう努めるとあるが、契約について何か基準の変更等が行われたのか。
・ヘルプカードについての質問
障害者手帳と根本的に何が違うのか。
また、妊婦の方が付けているマークの様に、認知する側がいかに認知するかということが大事だと思う。そのカードがどういった意味を持っていて、どのように対処すればよいのかを知らせるのが大変大事だと思う。更にこれは 23 区共通のものなのか。そうであればそのような部分に力を入れていただきたいのだが。
- (小板橋課長) ・資料 7「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律」についての回答
現在、契約課で方針を検討しているところであるので、これから具体的なお話が出てくるかと思う。これについては、契約課と私どもで相談し決めていきたいので、もうしばらくお待ちいただきたい。
- (事務局) ・ヘルプカードについての回答
数年前から東京都が推進しており、先行する区はすでに独自で色々作っている。墨田区では昨年度、東京都が作成したマークを共通のものとして使用するのが、一番皆様に認知していただけるのではないかと考えている。先行して作成した区には東京都のヘルプカードのマークが入っておらず、手帳サイズのものやカードのようなものなど様々な形がある。
ヘルプカードの主な目的は、周りの方に手助けが必要だと知ってもらい、何かあった際に自分に必要なものは何なのかということをも記すものである。書き込む情報については、個々のニーズによって変わるが、それを含め今年度皆様の御意見をいただければと思う。
また、障害者手帳そのものには写真がついており、公共機関などで割引等の制度もあるのでヘルプカードとは異なる。
- (B 委員) 私としてはヘルプカードの導入をなるべく早くしてほしいと思っている。
なぜなら、昨夏、自転車に乗った少年と御婦人が接触する事件があった。御婦人は倒れられ、少年は声をかけたが、御婦人は耳が不自由であったため少年はその場を去ってしまった。その御婦人は足を骨折していたそうで、当時、ヘルプカードのようなものがあれば意思疎通が取れたのではないかと思う。ヘルプカードはとても有効だと思うので、なるべく早く実施していただきたい。
- (小板橋課長) 連合会とも御相談させていただきたいと思っている。
- (C 委員) ・資料 8「障害者差別解消法」についての質問
国・地方公共団体等また民間事業者に法的義務が課せられるとあるが、区には手話ができる職員が少ないと思う。必ず、手話のできる方をわざわざ呼んでいただかないといけない。
3 年後には施行されるため手話を覚えて欲しいと思うが、会話できるようになるには最低 4 年はかかる。そうすると、3 年後の施行には間に合わない。手話ができる職員を配置していただけるのか心配である。この法律では、それが必要になってくるのではないか。
もう 1 点、墨田区議会の議員の皆様が所属している政党等は、国・地方公共団体等と民間

事業者のどちらに該当するのか。

(大滝部長) 即答はできないが、国・地方公共団体等には属さないと思う。

手話通訳者について、合理的な基準というのがどの程度のものなのか明確にされておらず、御希望には明確にお答えできない。国は法律を課したが、ある日突然、手話通訳者を雇うことはできないし、もしそうなれば全国的な需要が生じるので人材育成もしていかなければならない。そのため、すぐに解決できる問題ではないかと思う。当然、地方公共団体としては手話通訳者の人材育成をやっていかなければいけない。また、障害をお持ちの方に対しても様々な障害に合わせて配慮していかなければならないと思っている。

(H 委員) ・資料6-2「墨田区障害者虐待通報ダイヤル」についての質問

その児童が障害を持っているかどうかで通報先が変わると思うが、そのような場合、どのように連携をとるのか確認させていただきたい。

(大滝部長) 原則的に家庭内で起きた場合は、児童虐待になるので通報先は児童虐待の方になるかと思う。しかし、どこに通報がきても連携をとって対応する。基本的には通報先は児童虐待になるが、その後、障害が発覚した際には障害部門がサポートするという対応になるかと思う。

(田中会長) 御意見・御質問ございませんようでしたら、これで本日の議事を終了させていただきたいと思えます。

本日は、大変たくさんの貴重な御意見いただきましてありがとうございました。

(小坂橋課長) どうもありがとうございました。それでは、閉会とさせていただきます。